

高砂市公用車の次世代自動車導入方針

令和5年3月31日

1 目的

本市は、国や県と同様、地球温暖化対策等の取組みを推進していくために、令和3(2021)年7月30日に「2050年高砂市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、地域全体で脱炭素社会の実現を目指し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指します。

その取組みの一つとして、大気環境の改善及び地球温暖化対策に資する次世代自動車及び低公害車の普及に向け、本市所有の公用車を次世代自動車へ転換するに当たり、今後の公用車導入に関する基本的な方針を示します。

2 対象

高砂市が導入する（購入・リース・貸与・寄附等）全ての自動車とする。

3 次世代自動車の定義

次世代自動車とは、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、電動スクーター※とする。

※搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない第一種原動機付自転車をいう。

4 基本方針

公用車の導入に当たっては、次に掲げる自動車を選定する。

- (1) 次世代自動車
- (2) 次世代自動車の導入が困難な場合は、特に排出ガスが少なく、かつ燃費性能に優れた自動車を導入する。
- (3) 重量車及び特殊・種車両、その他特に必要と認める車両については、求める仕様に適合する自動車の中に前項の自動車が無い場合又は導入に関して大きな課題がある場合は、本方針の趣旨を十分理解したうえで、導入部局の判断で適切な車両を選定する。

5 留意事項

上記「4 基本方針」と併せて、以下の事項についても留意すること。

- (1) 新規導入時は、用途に応じた適切な大きさの自動車を選定すること。
また、車両更新時は同型の自動車だけでなく、より小型及び低排気量の自動車への代替を検討すること。
- (2) 次世代自動車等の導入時は、補助金等の利用を検討すること。
- (3) 自動車の寄附や無償貸与を受ける場合にあっては、本方針を示し、配慮を求めること。
- (4) その他、不明な点などがある場合は、生活環境部ゼロカーボン担当と協議を行うこと。

6 運用

- (1) 本方針は、令和5年3月31日から運用する。
- (2) 本方針は、国等の動向や自動車業界の最新技術を注視し、必要に応じ適時見直しを行う。